

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 31 日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業 担当部（局） 御中
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁成育局安全対策課

事件・事故情報の共有・注意喚起について
(放課後児童クラブのプール遊びにおける死亡事案の発生について)

この度、東京都小金井市に所在するプールにて行われた放課後児童クラブの活動において、児童1名が亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。下記のとおり、事件・事故情報を共有します。

放課後児童クラブにおいては、令和5年度にもプールにおいて死亡事故が発生しており、累次にわたり実施上の留意点等を周知してきたところですが、再発を防ぐため、改めて以下の留意事項を踏まえ、各放課後児童クラブの安全対策を確認することや、監視体制等が整わない場合は必要に応じて活動を中止する等の対応についてよろしくお取り計らい願います。

発生日時	令和7年7月28日 午前10時半頃
被害状況	児童（6歳）1名 死亡
事件・事故の概要	放課後児童クラブの活動中、スポーツクラブの室内プールで意識不明の重体で発見され、病院へ搬送されたが死亡したもの
再発防止のための	○令和7年7月2日付事務連絡「放課後児童クラブにおける夏季休暇中の安全管理の徹底について」を踏まえ、各市区町村において定める条例に基づき、適宜「放課後児童クラブ運営指針」（令和7年

留意事項	<p>1月22日付こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知)を参照の上、事故やケガの防止等、児童の安全対策の徹底に対応すること。</p> <p>○児童の安全を守るため、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)において、<u>基準に基づいた安全計画や付随するマニュアル等の策定、適宜見直しを行うことについて周知していることから、その策定状況等を把握すること。</u></p> <p>○特に、プール活動や水遊びについては、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」(令和7年6月3日付こども家庭庁、文部科学省、消費者庁事務連絡)を踏まえ、<u>監視体制や職員研修、児童への安全指導、緊急事態への対応といったマニュアル等の作成を行い、全職員に周知し、理解させること。</u></p>
参考資料	<p>○令和7年7月2日付事務連絡 <u>「放課後児童クラブにおける夏季休暇中の安全管理の徹底について」</u></p> <p>○令和7年6月3日付こども家庭庁、文部科学省、消費者庁事務連絡 <u>「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」</u></p> <p>○令和7年1月22日付こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知 <u>「放課後児童クラブ運営指針」</u></p> <p>○令和7年3月28日付こ成環第89号こども家庭庁成育局成育環境課長通知 <u>「放課後児童クラブ運営指針解説書」</u></p> <p>○平成26年厚生労働省令第63号 <u>「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」</u></p>

なお、引き続き、各自治体においては、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和7年3月21日 こ成安第44号、6教参学第51号)を参照の上、事故報告等を速やかに実施していただくよう、お願いします。

照会先

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

TEL: 03-6861-0303

E-mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp